第二種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

110290.210	－　政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110290.290	－　その他のもの		X																				
	3　米粉																						
110290.310	－　政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第１項第３号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
110290.390	－　その他のもの		X																				
	4　その他のもの																						
110290.410	－　ライ麦粉	15.0%	B5		7.5%	5.0%	2.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
110290.490	－　その他のもの	21.3%	B5		10.7%	7.1%	3.6%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
11.03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット																						
	ひき割り穀物及び穀物のミール																						
1103.11	小麦のもの																						